2　厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合に納付すべき当該各号に定める額を告示するものとする。

一　前項の表の上欄に掲げる年度に属する各月について特定保険料を納付する場合　当該納付に係る期間の各月の保険料に相当する額に同項に規定する額を加算した額

二　平成十六年度以前の年度に属する各月について特定保険料を納付する場合　前号に定める額のうち最も高い額

（法附則第九条の四の三第五項に規定する特定保険料の納付手続等）

第十四条の十　法附則第九条の四の三第一項の規定により特定保険料の納付の承認を受けようとする被保険者又は被保険者であつた者は、特定保険料納付申込書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、特定保険料の納付の手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（法附則第九条の四の四の政令で定める法令）

第十四条の十一　法附則第九条の四の四に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一　法

二　厚生年金保険法

三　国家公務員共済組合法

四　地方公務員等共済組合法

五　私立学校教職員共済法

六　平成十三年統合法

七　協定実施特例法

（法附則第九条の四の六第一項の政令で定める法令）

第十四条の十二　法附則第九条の四の六第一項に規定する被用者年金各法その他の政令で定める法令は、次に掲げる法律とする。

一　厚生年金保険法

二　国家公務員共済組合法

三　地方公務員等共済組合法

四　私立学校教職員共済法

五　旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。次条第一項第五号において同じ。）

2　法附則第九条の四の六第一項に規定する法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一　法

二　厚生年金保険法

三　国家公務員共済組合法

四　地方公務員等共済組合法

五　私立学校教職員共済法

六　平成十三年統合法

七　協定実施特例法

（法附則第九条の四の六第二項の政令で定める法令）

第十四条の十三　法附則第九条の四の六第二項に規定する被用者年金各法その他の政令で定める法令は、次に掲げる法律とする。

一　厚生年金保険法

二　国家公務員共済組合法

三　地方公務員等共済組合法

四　私立学校教職員共済法

五　旧農林共済法

2　法附則第九条の四の六第二項に規定する法令その他の政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一　法

二　厚生年金保険法

三　国家公務員共済組合法

四　地方公務員等共済組合法

五　私立学校教職員共済法

六　平成十三年統合法

七　協定実施特例法

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百一条の二を第百一条の三とし、第十章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例に関する規定等の適用）

第百一条の二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより同法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間を有する者であつて、同日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして法の規定により支給する障害基礎年金又は障害厚生年金、共済年金各法による障害共済年金若しくは移行障害共済年金を受けているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。）について、同条及び国民年金法附則第九条の四の三から第九条の四の六までの規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条の四の二第二項	時効消滅不整合期間（附則第九条の四の六第一項の規定を適用する場合においては、同条第三項ただし書に規定する期間を除く。	時効消滅不整合期間（附則第九条の四の六第一項の規定を適用する場合においては、同条第三項ただし書に規定する期間を除く。）のうちいずれかの期間について、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定により支給する障害基礎年金又は被用者年金各法による障害共済年金若しくは障害厚生年金若しくは障害共済年金（厚生年金保険法（平成十六年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により同法による老齢厚生年金とみなされる部分を含む。）の全部又は一部の支給が停止されている期間については、この限りでない。
附則第九条の四の六第三項	適用しない	適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定により支給する障害基礎年金又は被用者年金各法による障害共済年金若しくは障害厚生年金若しくは障害共済年金（厚生年金保険法（平成十六年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により同法による老齢厚生年金とみなされる部分を含む。）の全部又は一部の支給が停止されている期間については、この限りでない。